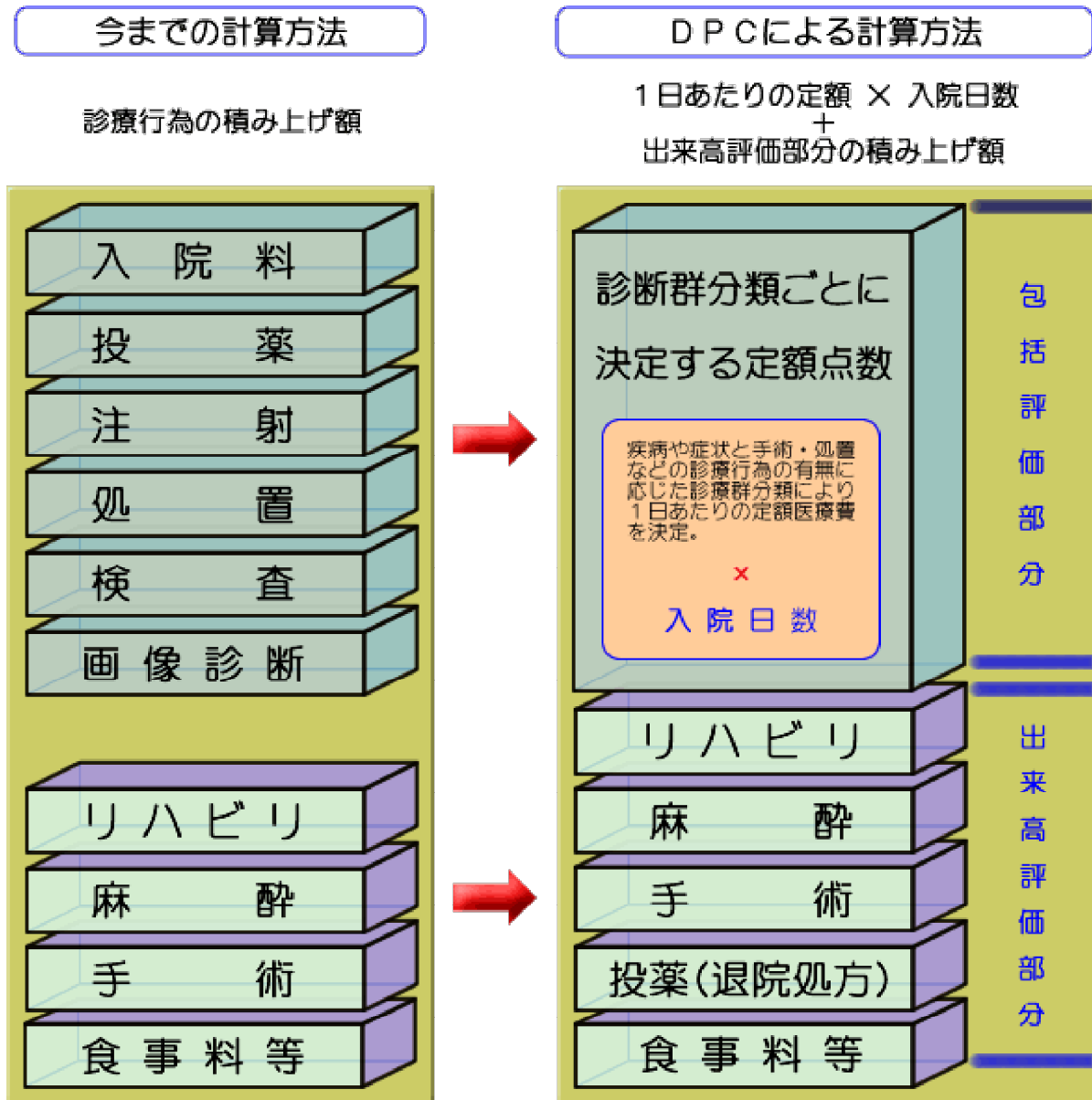


入院医療費の計算方法が変わります。

当院は平成22年4月1日よりDPC対象病院となり、入院される患者様の入院診療費の算定方式が『診断群分類別包括評価』による包括支払いへ変わります。

DPC (Diagnosis Procedure Combination) 包括評価方式とは

従来入院会計は「出来高算定方式」で、お薬・注射・検査など実施した項目を積み上げて医療費を計算する方法でした。これに対して「包括評価方式」とは、患者様の疾病や症状と手術・処置などの診療行為の有無に応じ、厚生労働省の定められた『診療群分類点数』により1日あたりの定額を基本に医療費を計算する方法です。



対象となる入院患者様は

一般病棟に入院される患者様で、疾病や症状と手術・処置などの診療行為の有無に応じ分類される「診断群分類」に該当する場合にはこの制度が適用されます。この「診断群分類」に該当しない疾病は、従来「出来高算定方式」になります。非常に長期に入院される場合や、特定の治療等を必要とする場合には、途中から出来高算定方式になる場合があります。なお、回復期リハビリテーション病棟への転棟、或いは亜急性期病床への転床をされた場合は別の包括計算になります。

対象となる保険の種類は

健康保険（政府管掌・組合管掌）、船員保険、各共済保険、国民健康保険の加入者及び生活保護の方は包括評価方式による新しい計算方式の対象となります。ただし、労災保険、自賠責保険、自費診療等の方は、従来「出来高算定方式」の計算方法になります。

医療費の支払い方法は

一部負担金の支払方法は、従来「出来高算定方式」の方法と変わりありません。ただし、入院後の症状の経過や治療の内容によって入院当初の診断群分類が変更になった場合など、請求額が変更されますので、退院時等に前月までの支払額との差額を調整することもあります。

高額療養費の扱いは

高額療養費の取扱いもこれまでと変わりませんので、「認定証」の事前申請をお勧めします。